

生駒市訓令甲第3号

生駒市事務専決規程及び生駒市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市事務専決規程及び生駒市文書取扱規程の一部を改正する訓令

(生駒市事務専決規程の一部改正)

第1条 生駒市事務専決規程(平成24年3月生駒市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「副係長を置く課にあつては副係長、主査を置く課にあつては主査、副係長及び主査を置く課にあつては主査」を「主査を置く課にあつては、主査」に改める。

第4条第2項中「所管部長」を「、所管部長」に改め、同条第4項中「所管課長」を「、所管課長」に改め、同条第5項中「所管主幹」を「所管課課長」に改め、同条第6項中「主幹」を「課課長」に、「所管課長補佐」を「、所管課長補佐」に改め、同条第7項中「所管係長」を「所管主幹が、課長補佐、課内室長及び所管主幹が不在のときは所管係長」に改め、同条第8項中「所管」を「、所管」に改める。

第11条第1項及び第64条第1項中「主幹」を「課課長」に改める。

別表中「主幹」を「課課長」に改め、同表備考に次のように加える。

5 財政経営課課長補佐の専決に係るもので、課課長が置かれているときは、課課長が所管する事務について、課課長が専決するものとする。

(生駒市文書取扱規程の一部改正)

第2条 生駒市文書取扱規程(平成9年12月生駒市訓令甲第9号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「主幹」を「課課長」に、

係長・副係長・主査

を

主幹
係長・主査

に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。